

はじめに

資源の乏しい我が国が、国際競争力を強化し、人口減少下においても持続的な成長を達成していくためには、イノベーション、すなわち、これまでのモノ、仕組みなどに対して、全く新しい技術や考え方を取り入れて新たな価値を生み出し、社会的に大きな変化を起こすことが必要不可欠である。また、環境・エネルギー問題に代表される地球規模の諸課題の解決には、基礎的な学術研究に加え、実用的・革新的な技術開発など国際的な視点での科学技術分野における一層の進展が望まれている。このため、「知」の拠点である大学には、イノベーション創出の原動力としての期待が高まっている。

科学技術・学術審議会技術・研究基盤部会産学官連携推進委員会では、第2期の「科学技術基本計画」(平成13年3月30日閣議決定)や「知的財産戦略大綱」(平成14年7月3日知的財産戦略会議決定)等において、産学官連携の推進の必要性が繰り返し指摘されるとともに、国立大学法人化をひかえ産学官連携を含む社会貢献が大学の新たな使命として強調されたことから、平成15年4月に「新時代の産学官連携の構築に向けて(審議のまとめ)」(以下「平成15年報告」という。)を公表した。平成15年報告では、大学、大学共同利用機関及び高等専門学校(以下「大学等」という。)の産学官連携の意義やその在り方についての基本的な考え方を整理し、特許等の機関帰属をはじめとした知的財産管理体制の支援、技術移転機関の活用促進などを提言した。

各大学等では、この提言等を踏まえ、国の支援措置も活用しながら、知的財産に関する創出・管理・活用のための体制として知的財産本部が設置され、知的財産ポリシーをはじめとするルール整備がなされてきた。

平成18年度から開始された第3期の「科学技術基本計画」(平成18年3月28日閣議決定)は、「科学の発展と絶えざるイノベーションの創出」を大きな方向として明示しており、「社会・国民に支持され、成果を還元する科学技術」をその遂行に当たっての基本姿勢の一つとしている。イノベーションの創出を通じて、大学等の研究開発の成果を社会・国民に還元する努力を強化することが求められており、「経済財政改革の基本方針2007」(平成19年6月19日閣議決定)、「長期戦略指針『イノベーション25』」(平成19年6月1日閣議決定)、「知的財産推進計画2007」(平成19年5月31日知的財産戦略本部決定)等の政府の各種の行政方針・計画においても、産学官連携の強化を図ることが示されている。

さらに、平成18年12月には、約60年ぶりに「教育基本法」が改正され、これまでの教育・研究という大学の基本的役割に加えて、「大学で生まれた成果を広く社会に提供し、社会の発展に寄与する」という社会貢献が新たに明確に位置付けられた。これを受けて、本年6月に「学校教育法」が改正され、大学及び高等専門学校は、それぞれの教育・研究の「成果を広く社会に提供することにより、社会の発展に寄与するもの」とす

る」こととされた。

本委員会は、このような状況を踏まえて、今後の大学等における産学官連携活動の推進について、本委員会の下に設けられている大学知的財産本部審査・評価小委員会を中心に検討を行い、平成18年8月には、「審議状況報告～大学等の国際的な産学官連携活動の強化について～」を公表した。

さらに、ライフサイエンスなど先端科学技術分野の知的財産問題への対応や大学等の組織的・戦略的な産学官連携活動の取組の強化などについて、有識者ヒアリングを実施するとともに、大学等を対象とした調査結果等の各種資料を参考にしながら審議を行ってきた。

本委員会では、これまでの検討内容について「イノベーションの創出に向けた産学官連携の戦略的な展開に向けて」として取りまとめ、公表することとした。